定例監査及び行政監査並びに随時監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査及び同条第2項の規定に基づく行政監査並びに同条第5項の規定に基づく随時監査の結果(令和5年10月30日付け公表)に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第14項の規定により公表する。

令和5年12月12日

山形市監査委員 玉 田 芳 和

同 村山秀幸

同 浅野弥史

山形市監査委員 様

山形市長 佐藤孝弘

財政部定例監査及び行政監査結果に係る措置状況(通知)

令和5年10月30日付けで通知のあった定例監査及び行政監査の結果について、 下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

1 定例監査

課	等	名	監	查	Ø	結	果	措	置	状	況
			指摘事項	頁							
市巨	2.税課		次の。	とおり舞	是正又に	は改善を	:要する				
			事項があ	あったの	で、適り	刃な措置	置を講じ				
			られたい	· 1°							
			1 法/	人市民移	色の減免	におい	て、初年	1 今後	は、市税条	く 例等の規	定に基づ
			度は液	域免申 請	書を受	理し、海	や定伺を	く適正	な事務を	行ってまレ	いります。
			作成の	ひうえ決	定定して	いるが	、次年度	また	、法人市民	 税に係る	条例等の
			以降、	減免申	請書の打	是出をす	さめてお	減免規	定につい	ては、実情	に照らし
			らず、	減免決	定伺が作	作成され	いていな	合わせ	た上で、見	見直しの要	否の検討
			かった					を行っ	てまいり	ます。	

産 政 第551号 令和5年11月24日

山形市監査委員 様

山形市長 佐 藤 孝 弘

商工観光部定例監査及び行政監査結果に係る措置状況(通知) 令和5年10月30日付けで通知のあった定例監査及び行政監査の結果について、 下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

1 定例監査

課	等	名	監	查	Ø	結	果	措	置	状	況
			指摘事項	頁							
産業	美政策	課	次の	とおり見	是正又に	は改善を	を要する				
			事項がる	あったσ	で、適り	刃な措置	置を講じ				
			られたい	, \ 0							
			1 出引	長につい	いて、復1	命書に。	よる復命	1 今征	後は復命書	の作成・提	:出漏れが
			がされ	っていな	いもの	があっ	た。	ない。	よう徹底し	てまいりる	ます。
			2 %	まがた生	三涯現役	促進地	域連	2 当詞	亥貸付金に [・]	ついて、令	和5年6
			携事	業協議会	会への道	運営資金	全の貸付	月81	日付で返済	を確認しる	ました。
			事務に	こおいて	7、貸付金	金が返済	斉期限ま	今往	後は、関係法	よ令等に基	づき適切
			でにi	反済 され	していな	かった	0	な事績	努処理を行	うよう職	員に対し
								周知和	敵底を図っ	てまいりる	ます。

2 行政監査

課 等 名	監 査	の	結	果	措	置	状	況
産業政策課	指摘事項 次のとおり							
	事項があったられたい。	ので、適	刃な措置	堂を講じ				
	1 各種団体 金通帳と口					を通帳と口 員が管理す		•
	一の職員が ・ 山形市							
	・ 山形市会	ビジネフ	スサポー	- 卜協議				

農 整 第 583号 令和5年11月30日

山形市監査委員 様

山形市長 佐藤 孝弘

農林部随時監査及び行政監査結果に係る措置状況(通知) 令和5年10月30日付けで通知のあった随時監査及び行政監査の結果について、

下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

1 随時監査及び行政監査

割合が 100%を超えているが、翌 年度の負担金の免除等を検討し ていなかったもの ・ 馬見ヶ崎川・五堰水利調整協 議会 保全モデル事業を新たに実施し ているほか、令和6年には山形子 堰が築造400年を迎えるに当 たっての関連事業を実施する予 定です。 上記事業をはじめとした各種	課等名	監	查	Ø	結	果	措	置	状	況	
めているがその内容が不十分で あったもの ・ 山形市有害鳥獣被害防止対策 協 (3) 支出伺票に記載された予定金 額と見積書に記載された見積金 額が異なるもの ・ 山形市有害鳥獣被害防止対策 協議会 (4) 支出伺票に記載された予定金 (4) 支出伺票に記載された予定金 (4) 支出伺票に記載された予定金 (4) 支出伺票に記載され	農村整備課	次のる る事項が を講じ 1 各種 次の。 (1) 負 年度	とおうなない。 重は自らない はいかん 体は 金んの はい にい はい	ので、 、 。 かのがあ 必額に対 %を超 引金の免 かたもの	適切な	措置 おいて、 越金の るが、翌 検討し	1 (1) 令和5年度から山形五堰環境 保全モデル事業を新たに実施し ているほか、令和6年には山形五 堰が築造400年を迎えるに当 たっての関連事業を実施する予				
額が異なるものい、今後は適正な事務を執行いた		がある。 (3) 3 額額 (4) 3 (4) 3	てっ 山路 女とび 山麓といた形 一個積な市会開業と前の表出 のできる のできる のできる のできる のできる のできる のできる かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい はい	ぶその内 有害鳥! 真に記む 有害記載 有害記載 事に記載	容が不 数被害 された 数被害 された	十分で 方止対策 予定金 5止対策 予定金 方止対策	直し す。 (3) ラ たかい しま (4) ラ	、適正な事 を出何票と を額と内適正 をす。 を出何票と を出の票と を出の票と	耳務を執行 見積書に の突合を 話求書に の突合を	いたしま 記載に行た 記載に行た 記載に行	

- (5) 負担金の返納にあたり、起案に記載された金額と振込額が異なっていたもの
 - · 山形市有害鳥獣被害防止対策 協議会
- (6) 会計処理規程に定められた会計年度の末日を過ぎた収入支出を、前年度分として帰属させ処理していたもの
 - · 山形市有害鳥獣被害防止対策 協議会
- (7) 立替払をしていたもの
 - · 山形市有害鳥獣被害防止対策 協議会
- (8) 役員会後に開催された懇親会 (飲食を伴う)に係る経費に関 し、事務局職員である市職員全額 分についても団体から支出され ていたもの
 - ・ 馬見ヶ崎川・五堰水利調整協 議会
- (9) 決算の監査が、会計処理規程に 定められた期間を過ぎてから実 施されていたもの
 - · 山形市有害鳥獣被害防止対策 協議会
- (10) 旅費の調整を行う際に、調整担 当課長への合議をしていなかっ たもの
 - ・ 馬見ヶ崎川・五堰水利調整協 議会

- (5) 金銭を振り込むにあたっては、 金額の確認を確実に行い、今後は 適正な事務を執行いたします。
- (6) 今後は、会計処理規程の見直しを含め、適切な処理になるよう努めてまいります。
- (7) 今後は、立替払を厳に慎み、会計処理規程の見直しを含め、適切な処理になるよう努めてまいります。
- (8) 飲食を伴う懇親会等の経費については、事務局職員である市職員は市の取扱いに準じた自己負担をするものとし、適切に予算執行してまいります。
- (9) 今後は、会計処理規程の見直し を含め、適切な処理になるよう努 めてまいります。
- (10) 旅費に関する条例及び旅費計 算表の規定に基づき合議し、適切 に事務執行してまいります。